

東日本大地震により被災された地域の皆様に、
心からのお見舞いを申し上げます。
事業の再興に向け立ち上がられる事業者の皆様の
お役に立ちたいと願っております。

仮施設整備事業 ガイドブック

事業者の皆様へ



平成23年5月
経済産業省中小企業庁
中小企業基盤整備機構



事業の概要

市町村からの要請に基づき、中小企業基盤整備機構（中小機構）が仮施設（店舗・事務所・工場等）を整備し、市町村を通じて事業者の皆様にお貸しいたします。

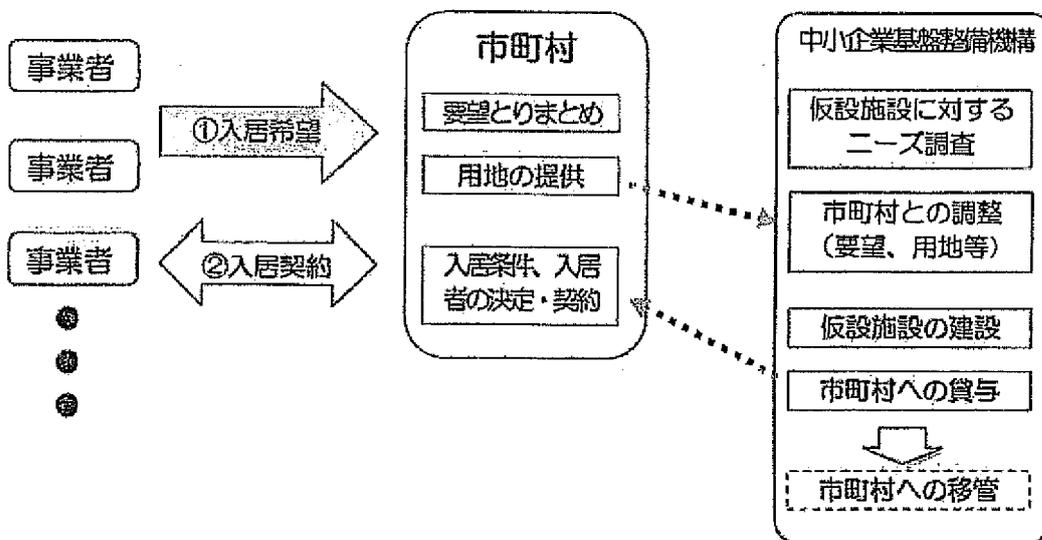
東日本大震災で被災した地域など（※）において、市町村から貸与を受けた用地を活用して、中小機構が事業の再開を希望される複数の中小企業者等の皆様にご入居いただく仮施設を整備し、市町村に一括貸与いたします。市町村が具体的な入居条件及び入居者を決定し、事業者の皆様にご入居いただきます。

中小機構は、一定期間後、施設を市町村に無償で移管する方針です。

仮施設を希望される市町村との協議が整い次第、一日でも早く皆様に活用していただけますよう、できるだけ早く工事に着工いたします。

※ 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める特定被災区域その他政令で定める地域
→7ページをご覧ください。

【仮施設整備事業の流れ】



(4) 共益費等

共用部分に係る費用は市町村に定めていただきます。専用部分の水道光熱費については、入居者の皆様の自己負担とさせていただきます。

(5) その他

入居者の皆様に事業に必要な設備の設置・搬入等を希望される場合に、お手伝いさせていただけるかについて市町村と話し合ってください。

建設予定地

施設を整備する土地については、原則として、上水道、排水、電力等が利用できる状態にあり、市町村が保有する土地（市町村が借上げた土地を含む）を中小機構が無償で借受けます。

埋設物、瓦礫等の撤去が必要な土地では、その工期の分だけ施設完成が先となり、事業者の皆様の入居時期も遅れることとなりますので、市町村には、このような問題のない土地を選んでいただきたいと思います。

なお、県有地や国有地、中小機構の所有地を利用できる場合もあります。

震災に係る建築制限区域については、指定している地方自治体の許可が必要となります。

仮設施設の活用例

本事業を利用した仮設施設の活用については、以下のようなアイデアが考えられています。皆様のご検討の参考になれば幸いです。

- 駅前の駐車場（民有地）を市が借受け、被害の大きい中心市街地店舗の事業再開のための仮設店舗を設置。
- 日常的小売機能（食料品・鮮魚・衣料品・理美容など）の回復のため、被災された事業者の皆様が入居する仮設店舗を仮設住宅の近隣に設置。
- 事業者が施設の復旧を行っている間、当面の事業の足掛かりとして、市内緑地帯にこれらの事業者の皆様が入居する仮設施設を設置。

- 漁港の県有地を市が借受け、漁業・水産加工業者のための仮設事務所や鮮魚市場再開のためのせり場、加工場、荷造り場用の仮設施設を設置。
- 市が所有する工業団地を活用し、土木・建築関係の事業者が入居する仮設事務所を設置。
- 市が所有する土地に商業・サービス業の小規模な事業者向けに、パーティションで間仕切りした仮設事務所を設置。入居事業者が事務所新設により退去した後は、被災による離職者を対象とした新規創業用のインキュベーション施設として活用。

仮設施設整備事業についてのお問い合わせ先

■ 中小企業基盤整備機構 震災緊急復興事業推進部

住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル6階

電話：03-5470-1501（ダイヤルイン）（担当：木村、中曽根）

■ 中小企業復興支援センター仙台

住所：宮城県仙台市青葉区一番町4-6-1 仙台第一生命タワービル6階

電話：022-399-6111（代表）（担当：守屋、田塚）

■ 中小企業復興支援センター盛岡

住所：岩手県盛岡市盛岡駅前通15-20 ニッセイ盛岡駅前ビル6階

電話：090-4097-6989 090-5219-5527（仮設店舗、仮設工場等担当）

■ 中小企業震災復興・原子力災害対策経営支援センター福島

住所：福島県福島市三河南町1-20 コラッセふくしま5階

電話：080-1084-3902 024-529-5113（仮設店舗、仮設工場等担当）

■ 中小機構 関東

住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル3階

電話：03-5470-1509（代表）（担当：伊藤、宮樫）